

## 「食の安全ダイヤル」に寄せられた質問等について（2月分）

### （1）問い合わせ件数

平成16年2月1日～平成16年2月29日

36件

### （2）内訳

食品安全委員会関係	11件
食品健康影響評価関係	4件
食品安全基本法関係	2件
リスク管理一般関係 (うち食品表示に関するもの)	9件 (4件)
BSE関係	6件
鳥インフルエンザ関係	2件
その他	2件

### （3）問い合わせの多い質問等

#### 【BSE関係】

Q．米国でのBSE発生への対応については、科学的な知見に基づいた議論が必要と考えますが、食品安全委員会では検討がなされているのでしょうか。

A．食品安全委員会としては、米国におけるBSEの発生に対し、正確な事実関係の把握が重要と考え、発生直後、農林水産省及び厚生労働省から委員会の場で対応状況について報告を求めました。同時に、合同調査団への参加、各種海外情報収集など、情報の収集及び分析に全力を挙げております。

また、厚生労働省及び農林水産省から輸入再開について意見を求められることも想定し、プリオン専門調査会を3回にわたって開催し、米国のBSEに関する国際調査団の団長を招くなど、米国のBSEの状況について議論を深めております。今後も、米国との協議の状況も踏まえながら、専門調査会等で議論をさらに進めていきたいと考えています。

## 【鳥インフルエンザ関係】

(参考)

Q .鳥インフルエンザに罹患した鳥の埋却による土壌汚染の心配はないのでしょうか。

A .このようなご質問については、農林水産省は次のように説明しています。

防疫死体及び病原体に汚染されたおそれのある物品の処理は、家畜伝染病予防法に基づき、焼却または埋却することとされています。現地では、埋却に際し、専門家により検討された高病原性鳥インフルエンザ防疫マニュアル

(<http://www.maff.go.jp/tori/manual.pdf>) に記載されている方法に従い、土質、地下水及び水源との関係等について、事前に十分な協議を行うとともに、周囲への漏出を防ぐよう万全の措置を取っており、埋却後も地下水の調査を実施する等、安全性の確保に努めています。また、埋却にあたり、近隣住民を対象とした説明会を開催し、了承をいただいていることを申し添えます。(農林水産省「消費者の部屋」より)

